

# 東京国際外語学院規則

東京都八王子市南町5番8号

TEL : 042-686-0618

FAX : 042-686-0619

# 東京国際外語学院規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、国際交流を図り、以って国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、東京国際外語学院という。

(位置)

第3条 本学は、東京都八王子市南町5番8号に置く。

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名		修業期間	入学時期	収容定員	クラス数	備考
第一部 (午前)	進学2年コース	2年	4月	20人	1クラス	4月生
	進学1年6か月コース	1年6か月	10月	20人	1クラス	10月生
	介護1年6か月コース	1年6か月	10月	20人	1クラス	10月生
第二部 (午後)	進学2年コース	2年	4月	20人	1クラス	4月生
	介護2年コース	2年	4月	20人	1クラス	4月生
計				100人	5クラス	

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4) 夏季休業（8月第2月曜日から8月第4金曜日まで）

(5) 冬季休業（12月24日から1月6日まで）

(6) 春季休業（3月23日から4月6日まで）

(7) 秋季休業（9月24日から9月30日まで）

2 教育上必要であり、且つ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。  
(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、下記のとおりとする。

	時限	授 業 時 間 帯		時限	授 業 時 間 帯
	第一部	1時限		8：30～9：20	第二部
	2時限	9：30～10：20		2時限	14：00～14：50
	3時限	10：30～11：20		3時限	15：00～15：50
	4時限	11：30～12：20		4時限	16：00～16：50

### 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

但し、ここにいう授業時数の1単位時間は、50分とする。

(1) 進学2年コース

教育課程	授業内容（概要）	使用主教材
初級 A 授業時間数合計 200 時間	ひらがな・カタカナの読み書き確認/基本漢字 100 字の読み書き、書き順/語彙 900 語程度(基本的な日本語)/文型 80(基本的な文法)/日常会話の中でのあいさつ、基本的な会話/200 字程度の日常会話の中で身近な話題のテキストの内容理解/自分について 300 字程度でまとめた作文の練習	みんなの日本語 初級 I・II シリーズ
初級 B 授業時間数合計 300 時間	基本漢字 300 字の読み書き、書き順/中級漢字 100 字の読み書き/N5 レベルの語彙、文法の復習(20 時間) 語彙 1200 字程度(基本的な日本語)/文型 100(基本的な文法)/日常生活の中で身近な話題の会話/200 字程度の日常生活の中で身近な話題のテキストの内容理解/400 字程度のお知らせや案内文などから情報を探し出すスキルの習得/自分や身近な話題について 400 字程度でまとめた作文の練習	
中級 A 授業時間数合計 400 時間	学習した初級漢字の中級での読み方/中級漢字 500 字の読み書き/語彙 2400 字程度(日常的な場面で使われる日本語)/文型 200 程度(日常的な場面で使われる日本語)/日常的な会話の場面での課題達成言語能力の向上、実践的な運用力をつける/250 字程度の文を読み、テーマについて考え、クラスで意見交換をし、作文を書く/250～500 字程度の説明文、解説、エッセイを読んで概要を理解する	中級へ行こう
中級 B 授業時間数合計 400 時間	中級漢字 100 字の読み書き/学習した中級漢字の上級の読み方/上級漢字 400 字の読み書き/語彙 2500 字程度(日常的な場面、新聞、ニュース、アカデミックな日本語の習得)/文型 230 程度(日常的な場面、新聞、ニュース、アカデミックな場面で使われる文法の習得)/600～700 字程度の文を読み、テーマについて討論し、論理的な作文を書く/評論などを読み、主張や大意を読み取る/広告、パンフレットなどから情報を探し出す。/日本留学生試験対策(日本語)	中級を学ぼう日本語の文型と表現 56 中級前期 中級を学ぼう日本語の文型と表現 82 中級後期
上級 授業時間数合計 300 時間	上級漢字 400 字の読み書き/語彙 1000 字程度(日常的な場面だけでなく幅広い場面で使われる日本語の習得)/文型 90 程度(日常的な場面だけでなく幅広い場面で使われる文法の習得)/700～1000 字程度の文を読み、テーマについて討論し、論理的な作文を書き、テーマについて発表する/社説、評論など抽象性・論理性のある文を読み、主張や大意を読み取る/広告、パンフレット、ビジネス文書などから情報を探し出す。/日本留学生試験対策(日本語)	中級を学ぼう日本語の文型と表現 82 中級後期

## (2) 進学1年6か月コース

教育課程	授業内容 (概要)	使用主教材
初級 B 授業時間数合計 320 時間	基本漢字 400 字の読み書き、書き順/N5 レベルの語彙、文法の復習(20 時間)/語彙 1200 字程度(基本的な日本語)/文型 100(基本的な文法)/日常生活の中で身近な話題の会話/200 字程度の日常生活の中で身近な話題のテキストの内容理解/400 字程度のお知らせや案内文などから情報を探し出すスキルの習得 自分や身近な話題について 400 字程度でまとめた作文の練習/	みんなの日本語 初級Ⅱシリーズ
中級 A 授業時間数合計 400 時間	学習した初級漢字の中級での読み方/中級漢字 500 字の読み書き/語彙 2400 字程度(日常的な場面で使われる日本語)/文型 200 程度(日常的な場面で使われる日本語)/日常的な会話の場面で課題達成言語能力の向上、実践的な運用力をつける/250 字程度の文を読み、テーマについて考え、クラスで意見交換をし、作文を書く/250~500 字程度の説明文、解説、エッセイを読んで概要を理解する	中級へ行こう
中級 B 授業時間数合計 480 時間	中級漢字 100 字の読み書き/学習した中級漢字の上級の読み方/上級漢字 400 字の読み書き/語彙 2500 字程度(日常的な場面、新聞、ニュース、アカデミックな日本語の習得)/文型 130 程度(日常的な場面、新聞、ニュース、アカデミックな場面で使われる文法の習得)/多様なコミュニケーションタスクや社会生活上の状況において適切に話せる/600~700 字程度の文を読み、テーマについて討論し、論理的な作文を書く/評論などを読み、主張や大意を読み取る/広告、パンフレットなどから情報を探し出す。/日本留学試験対策(日本語)	中級を学ぼう 日本語の文型と表現 56 中級前期 中級を学ぼう 日本語の文型と表現 82 中級後期

## (3) 介護2年コース

教育課程	授業内容 (概要)	使用主教材
介護初級 B	基本漢字 400 字の読み書き、書き順、N5 レベルの語彙、文法の復習(20 時間)、語彙 1200 字程度(基本的な日本語)、文型 100(基本的な文法)、日常生活の中で身近な話題の会話、200 字程度の日常生活の中で身近な話題のテキストの内容理解、400 字程度のお知らせや案内文などから情報を探し出すスキルの習得、自分や身近な話題について 400 字程度でまとめた作文の練習	みんなの日本語初級Ⅱシリーズ、みんなの日本語初級やさしい作文、N4 語彙・文法スピードマスター、留学生のための漢字の教科書初級 300・中級 700
介護中級 A①	学習した初級漢字の中級での読み方、中級漢字 500 字の読み書き、語彙 2400 字程度(日常的な場面で使われる日本語)、文型 200 程度(日常的な場面で使われる日本語)、日常的な会話の場面で課題達成言語能力の向上、実践的な運用力をつける、250 字程度の文を読み、テーマについて考え、クラスで意見交換をし作文を書く、250~500 字程度の説明文、解説、エッセイを読んで概要を理解する、介護の仕事の概要の把握および現場で使われている基本的な語彙や、漢字の習得、介護の仕事でよく使われる会話(声かけなど)・読み	中級へ行こう、N3 スピードマスターシリーズ、留学生のための漢字の教科書中級 700、会話に挑戦中級前期からの日本語ロールプレイ、やさしい日本語とイラストでわかる介護の仕事、介護スタッフのための声かけ表現集、看護・介護の言葉と漢字ワークブック(やさしい漢字とカタカナ語)、介護の言葉と漢字ハンド&ワークブック、介護の言葉と漢字段階別事例問題読解
介護中級 A②		
介護中級 B	中級漢字 100 字の読み書き、学習した中級漢字の上級の読み方、上級漢字 400 字の読み書き、語彙 2500 字程度(日常的な場面、新聞、ニュース、アカデミックな日本語の習得)、文型 130 程度(日常的な場面、新聞、ニュース、アカデミックな場面で使われる文法の習得)、多様なコミュニケーションタスクや社会生活上の状況において適切に話せる、600~700 字程度の文を読み、テーマについて討論し、論理的な作文を書く、評論などを読み、主張や大意を読み取る、広告、パンフレットなどから情報を探し出す、介護現場で使用される漢字、言葉の習得 介護の現場に必要な会話・読み書き、介護の専門学校に進むための予備教育	中級を学ぼう、N2 スピードマスターシリーズ、留学生のための漢字の教科書中級 700・上級 1000、ロールプレイで学ぶ中級から上級への日本語会話、場面から学ぶ介護の日本語、介護の言葉と漢字ハンド&ワークブック、介護の言葉と漢字段階別事例問題読解、外国人のための介護福祉士国家試験対策新カリキュラム

## (4) 介護1年6か月コース

教育課程	授業内容 (概要)	使用主教材
介護中級B 授業時間数合計 800時間	中級漢字 500 字の読み書き(中級後半)/学習した中級漢字の上級の読み方 上級漢字 300 字の読み書き/語彙 2500 字程度(日常的な場面、新聞、ニュース、アカデミックな日本語の習得)/文型 130 程度(日常的な場面、新聞、ニュース、アカデミックな場面で使われる文法の習得)/多様なコミュニケーションタスクや社会生活上の状況において適切に話せる/600~700 字程度の文を読み、テーマについて討論し、論理的な作文を書く/評論などを読み、主張や大意を読み取る/広告、パンフレットなどから情報を探し出す。/介護現場で使用される漢字、言葉を習得する/介護の現場の会話を聞いて理解する	中級を学ぼう、場面から学ぶ介護の日本語 介護の言葉と漢字ハンドブック
介護上級 授業時間数合計 400時間	上級漢字 400 字の読み書き/語彙 1000 字程度(日常的な場面だけでなく幅広い場面で使われる日本語の習得)/文型 90 程度(日常的な場面だけでなく幅広い場面で使われる文法の習得)/700~1000 字程度の文を読み、テーマについて討論し、論理的な作文を書き、テーマについて発表する/社説、評論など抽象性・論理性のある文を読み、主張や大意を読み取る/広告、パンフレット、ビジネス文書などから情報を探し出す。/介護現場で使用される漢字、言葉を習得する/介護の現場の会話を聞いて理解する	中級を学ぼう 場面から学ぶ 介護の日本語 介護の言葉と漢字ハンドブック

## (学習の評価)

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、課外活動等を総合して決定し、5段階評価とする。

## (教職員組織)

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 5人以上 (うち専任2人以上)
- (4) 生活指導担当者 1人以上 (うち専任1人以上)
- (5) 事務職員 1人以上 (うち専任1人以上)

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

## 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

## (入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

コース名	修業期間	入学時期	目的	授業時間	入学時の日本語能力の条件	卒業時の最低保証目標	卒業時の努力到達目標
進学2年コース	2年	4月のみ	大学及び目指す分野の専門学校への進学	1,600時間	N5	N2	N1
進学1年6か月コース	1年6か月	10月のみ		1,200時間	N4	N2	N1
介護2年コース	2年	4月のみ	介護系の専門学校へ進学	1,600時間	N4	N2	N2
介護1年6か月コース	1年6か月	10月のみ		1,200時間	N3	N2	N2

(1) 母国で12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。

(2) 入学時の年齢が満18歳以上、原則として30歳以下で最終学歴校を卒業後5年未満の者。

- (3) 大学、専門学校、中・高等学校、語学学校で日本語を履修し、学習時間が150時間以上あり、入学時の日本語能力が上表の各コース別の入学時の日本語能力条件欄の日本語能力試験レベル以上を取得しているか、取得予定である者。もしくは本校が実施する日本語試験でこれらと同等以上の日本語能力を有すると認められた者。
- (4) 就学目的及び卒業後の進路が明確であり、上表の本校の目標と卒業後の希望進路が同じである者。
- (5) 本校が国外で実施する筆記試験（日本語・英語・数学）と面接試験に合格した者。
- (6) 専攻したコースの授業を修了するに耐えうる健康、体力を有する者。
- (7) 本校在学中に学習を修了するための十分な経費支弁能力があること。
- (8) 信頼のおける保証人を有する者。
- (9) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。

#### (入学時期)

第13条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

#### (入学手続)

第14条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、募集要項および入学希望者用重要事項確認書、入学願書等作成要領、その他の本校が定める書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに申請しなければならない。
- (2) 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金の及び必要な書類を添えて、入学手続をしなければならない。

#### (休学・復学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

#### (退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

#### (修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

#### (褒章)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒章を授与する。

#### (懲戒処分)

第19条 生徒が、この規則その他本学の定める諸規定を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種類とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 21,600 円
- (2) 入学金 50,000 円
- (3) 授業料  
 進学及び介護1年6か月コース：990,000 円(1年目 660,000 円・2年目 330,000 円)  
 進学及び介護2年コース：1,320,000 円(1年目 660,000 円・2年目 660,000 円)
- (4) その他納付金  
 進学及び介護1年6か月コース：85,000 円(1年目 45,000 円・2年目 40,000 円)  
 進学及び介護2年コース：90,000 円(1年目 50,000 円・2年目 40,000 円)

内容	進学及び介護1年6か月コース			進学及び介護2年コース		
	1年目	2年目	計	1年目	2年目	計
入学検定料	21,600 円		21,600 円	21,600 円		21,600 円
入学金	50,000 円		50,000 円	50,000 円		50,000 円
授業料	660,000 円	330,000 円	990,000 円	660,000 円	660,000 円	1,320,000 円
その他納付金	45,000 円	40,000 円	85,000 円	50,000 円	40,000 円	90,000 円
合計	1,146,600 円			1,481,600 円		

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 納入期日は次の通りとする。

- (1) 入学検定料 本校へ願書提出時に納入
- (2) 入学金・1年目授業料・1年目その他納付金 入学するまでに納入
- (3) 2年目授業料 進学及び介護1年6か月コース 翌年9月に納入  
 進学及び介護2年コース 翌年3月に納入  
 二年次の授業料は三か月毎の分割支払いも受け付けるが、その場合は未納対象期間の授業が始まる前月の25日までに納入し、卒業する年の1月中旬に卒業までの全ての授業料を納入
- (4) 2年目その他納付金 翌年3月に納入

3 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

4 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を2月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

## 第6章 雑則

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、設置者において別に定める。

2 前項の規定は、校長の意見を尊重して定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第26条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。